

第 5 回

読谷村農業委員会会議録

第5回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和 6 年 1 月26日（金）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3 階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者 8 名 欠席者 2 名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1 番	幸喜 敦子	出	6 番	棚原 靖	出
2 番	知花 竜	出	7 番	與久田 一徳	欠
3 番	伊波 正景	欠	8 番	山内 一真	出
4 番	比嘉 健二	出	9 番	真栄田 武	出
5 番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者 7 名 欠席者 1 名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
津波 宏		出	新垣 勝二		出
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		欠
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員		局長 新垣 功 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第1号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第4号 非農地証明願について
日程9	議案第5号 農地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について

議長

これより第5回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。

— 日程1 会長諸般の報告 —

— 日程2 会議録署名委員の指名 —

— 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

本総会の議案に係る現地確認については、事務局から提案後に本日の総会出席委員全員で行いますので、よろしくお願いいたします。
次に日程4の報告第1号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第1号 農地転用許可指令の接受について。

議長

次に日程5の議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書3ページをお開きください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議長

この議案の審議については、現地確認後、地区担当委員の意見等も踏まえ、これから採決の可否を行いたいと思います。

次に日程6の議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書9ページをお開きください。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議長

この議案の審議につきましても現地確認後に地区担当委員の意見等を踏まえて採決の可否を行います。

続いて、日程7の議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局	議案書10ページをお開きください。 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。
議長	ただいま農地法第5条の規定による許可申請についての事務局の説明がございましたけれども、この議案の審議についても現地確認後に採決の可否を行いたいと思います。 続きまして、日程8の議案第4号 非農地証明願いについて議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書12ページをお開ください。 議案第4号 非農地証明願いについて。
議長	この議案の審議につきましても、現地確認後に採決の可否を行いたいと思います。 次に日程9の議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をいたします。
事務局	議案書13ページをお開きください。 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定について。
議長	ただいま事務局より説明がありましたけれども、本議案は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見が求められております。御意見を伺う前に議事参与の制限がありますので、議席4番の比嘉健二委員の退出を求めたいと思います。 （4番 比嘉健二委員 退席）
議長	次に事務局のほうから説明をお願いします。
農地活用推進課	お疲れ様です。農地活用推進課の高嶺です。機構マッチングに関しては私が報告したいと思います。 読谷村農地調整会議報告書の準備をお願いいたします。先ほども

	報告があったと思いますが、今回機構マッチングは再設定 1 件と新規 6 件、合計 7 件あります。
議長	これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。どうぞ。
委員（9 番）	9 番真栄田です。受付番号 6 番、契約年数は 1 年ですけれども、作目がキビ、キビは植えて 1 年で収穫できませんよね、その後の契約、内諾等はもらっていますか。
農地活用推進課	今所有者さんの A さんと B さんに確認して、1 年が終わったら更新するということで話しはしております。
委員（9 番）	1 年たったらどきなさいじゃないよね。
議長	ほかに御質問どうぞ。
	（「進行」の声あり）
議長	進行の声ですので進行します。では質疑を終結して、これより採決を行います。 ただいま議題となっております、議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第 5 号は原案どおり決定しました。 議席 4 番の比嘉健二委員の議事参与を許します。入室してください。 （4 番 比嘉健二委員 復席）
議長	以上で事務局より提案がありました議案第 1 号から議案第 4 号については、これより現地確認を行いますので、会議については休憩

をさせていただきます。

－ 休憩 －

議長

議事を再開したいと思います。

それでは日程５の議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請の受付番号１番のほうから進めていきたいと思います。まずは地区担当のほうから御意見をお願いして、全体でまた意見があれば述べてもらいたいと思います。

委員（２番）

知花竜です。こちらは先ほどバスで現地のほうを皆さんで確認した場所で、何ら問題もなく許可相当です。

議長

地区担当のほうからは、許可基準適合表も何ら問題なく許可相当の御意見であります。ほかの委員からは何かありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしですので進行します。

受付番号１番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号１番は許可相当で決定しました。

次に、日程６の議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請の受付番号について、地区担当のほうから御意見を伺いたいと思います。なければほかの委員から御質問ないですか。

（「はい」の声あり）

議長

では質疑を終結して採決を行います。受付番号１番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。 次に日程7の議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号1番について、地区担当のほうから御意見があればお願いしたいと思います。
津波推進委員	津波です。申請地は用途地域内にあり、一般住宅を建築する計画で、許可基準適合表をクリアしていることから特に問題ないと思われます。許可でお願いします。
議長	地区担当の津波委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに何かございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	受付番号1番は許可相当で進達することに決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、許可相当で進達することに決定しました。 次に2番について。
津波推進委員	受付番号2番は、農地周辺は住宅地として利用され、建売住宅を計画している。村との開発協議が未協議であり、まだ許可基準適合表をクリアしていないので不許可でお願いします。
議長	地区担当の津波推進委員のほうからは、許可基準適合表がまだクリアされていないということで、不許可相当の御意見であります。 ほかに委員からの御質疑等ありませんか。
仲村渠推進委員	こちらの販売価格って分かりますか。
事務局	土地購入費、全体で4,200万円、坪単価20万円ぐらいです。

議長	ほかにございませんか。 (「進行」の声あり)
議長	進行の声がありますので、進行します。 受付番号2番については、不許可相当で進達することよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号2番は不許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号3番についてお願いしたいと思います。担当のほうから。
津波推進委員	津波です。申請用地は用途地域内にあり、既存住宅の庭地として利用するための敷地拡張計画である。許可基準適合表をクリアしていることから特に問題ないと思います。許可でお願いします。
議長	地区担当の津波推進委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかにも委員からはございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声ですので、進行したいと思います。 受付番号3番は許可相当で進達することよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号3番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号4番について地区担当の御意見からお願いしたいと思います。
委員(4番)	4番比嘉です。ここの地域は先ほど現地確認も皆さんで行ったと

おり、申請地は用途地域内にあり、一般住宅を建築する計画であることから、許可基準適合表もクリアしていることから問題ないと思います。

議長

地区担当の比嘉委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに委員からございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

進行します。質疑を終結して、採決を行います。
受付番号4番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号5番から受付番号8番は関連しておりますので一括して審議を行います。各委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員（9番）

9番真栄田です。許可基準適合表がクリアしておりませんので、不許可相当でお願いします。

議長

真栄田委員のほうからは、不許可相当の御意見であります。ほかにごございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声でありますので、進行します。
受付番号5番は不許可相当で進達してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号5番は不許可相当で進達することに決定しました。

	同じく 6 番、7 番、8 番についても不許可相当で進達することに決定しました。 次に日程 8 の議案第 4 号 非農地証明願いの受付番号 1 番について地区担当委員から説明をお願いします。
委員（9 番）	9 番真栄田です。現地は飛び地でもあるし、高木が茂っておりますので証明相当をお願いします。
議長	地区担当のほうからは、証明相当の御意見であります。ほかにございませんか。
津波推進委員	非農地証明願いが出る場合には、利用目的とかを書く欄もありますか。
事務局	利用目的までではないですね。
津波推進委員	非農地にしておけば何でもできるというのが一般的な考え方で不動産なんかにもあるものだから。
委員（9 番）	津波推進委員、私なんかは畑であるかないかだけですよね。残波辺りは岩盤でも畑になっているところがいっぱいある。だからあれを言ったら、これでも畑できるかと、そうなるわけよね。
議長	今の非農地の 1 番について、ほかにないでしょうか。 （「進行」の声あり）
議長	進行の声ですので、質疑を終結してこれより採決を行います。 受付番号 1 番は、証明相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号 1 番は証明相当と決定しました。 次に受付番号 2 番について、地区担当のほうから御意見をお願い

したいと思います。

いなければほかの委員からどなたかありませんか。

委員（９番）

９番真栄田です。受付番号２番も高木が茂っており畑としては認められない。証明相当でお願いします。

議長

真栄田委員のほうからは、証明相当の御意見であります。
なければ進行してよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長

では質疑を終結して、採決を行います。
受付番号２番については、証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号２番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認図の記載については、事務局に一任することによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

議長

異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認の記載については、事務局に一任することと決定しました。

以上を持ちまして、日程１から日程９まで全て終了しました。決議事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、決議事項における議事整理については、会長に一任されました。

では第５回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので、委員の皆さんに厚く御礼申し上げます。

